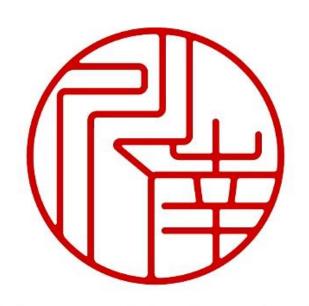
川南町男女共同参画基本計画 (市町村女性活躍推進計画・市町村DV防止基本計画を含む。) 令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)



この町の"気質"から生まれる"品質"

# "川南気質"

MADE in JAPAN MADE by KAWAMINAMI PERSONALITY

川南町

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の背景	2
1 男女共同参画をめぐる社会の状況	2
(1) 人口減少、少子高齢化	2
(2) 家族形態の変化	4
(3) 雇用・労働情勢	6
2 女性の活躍に関する状況	8
(1) 政策・方針決定過程への参画状況	8
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	9
(3) 女性に対する暴力	11
3 男女共同参画に関する町民の意識	13
(1) 男女の平等感	13
(2) 固定的性別役割分担意識	14
(3) 女性の就業についての意識	15
(4) 政策の企画・方針決定に関する意識	16
(5) 「男女共同参画社会」を実現するために町がすべきこと	16
4 重要課題	17
(1) あらゆる分野での男女共同参画の推進	17
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	17
(3) 暴力の根絶(DV防止法関連)	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 目指す将来像	18
2 計画の基本理念	19
3 計画の体系	
第4章 計画の内容	21
基本目標I 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり	21
基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づ	<b>(4)</b>
(川南町女性活躍推進計画)	23
基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり	
第5章 計画の推進	30
1 庁内推進体制の充実・強化	30
2 町民・事業所・各種団体等との連携	30
3 国・県・近隣市町村との連携	30
成果指標	31
<b>資料</b>	33

## 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、基本法に基づく 男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じた様々な取組が進められてきました。

宮崎県においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成14年3月に「みやざき男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成15年3月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。その後、平成19年3月には「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)」を策定、平成24年3月には「第2次みやざき男女共同参画プラン」、平成29年3月には「第3次みやざき男女共同参画プラン」を策定し、着実に取組を進めています。

本町では、こうした法制度の趣旨を踏まえ、平成27年12月に「川南町男女共同参画社会 形成促進条例」を制定し、各種講演会、パネル展など啓発事業を展開してきました。また、平 成29年2月に男女共同参画審議会を発足し、「男女共同参画社会づくりのための町民意識調 査アンケート」を行い、男女共同参画社会の実現に向け取組の更なる強化を図っています。

本町の現状を見てみますと、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。しかしながら、少子高齢化による人口減少の本格化、これに伴う社会情勢の変化、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、更なる取組を展開していくことが必要です。

#### 2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- (2) 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第2条の3第3項の「市町村基本計画」として位置付けます。
- (3) 本計画は、「第5次川南町長期総合計画」の部門別計画であり、川南町における男女 共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (4) 本計画は、川南町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得ると ともに、町民一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画社会の実 現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (5) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び宮崎県の「第3次みやざき男女 共同参画プラン」と整合性を図っています。
- (6) 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進 法)」第6条第2項の「市町村推進計画」として位置付けます。

#### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

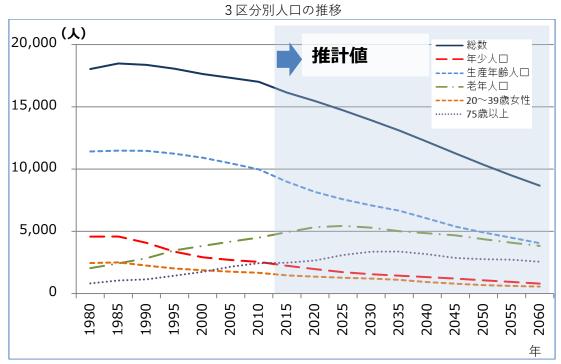
## 第2章 計画の背景

#### 1 男女共同参画をめぐる社会の状況

#### (1) 人口減少、少子高齢化

本町の生産年齢人口\*1、年少人口\*2及び20~39歳の女性人口のいずれも人口と同じく1985年(昭和60年)から減少し続けています。一方、老年人口は、一貫して増加し続け1995年(平成7年)を境に老年人口が年少人口を上回るなどその差が広がり続けています。しかし、今後は、2025年をピークに老年人口も減少に転じることで人口減少が加速すると予想されます。

生産年齢人口の割合は、1985年(昭和60年)に63%であったものが、2010年 (平成22年)に59%になっており、推計によると、2040年に49%、2060年に47%まで減少するとみられます。



資料:川南町人口ビジョンから抜粋

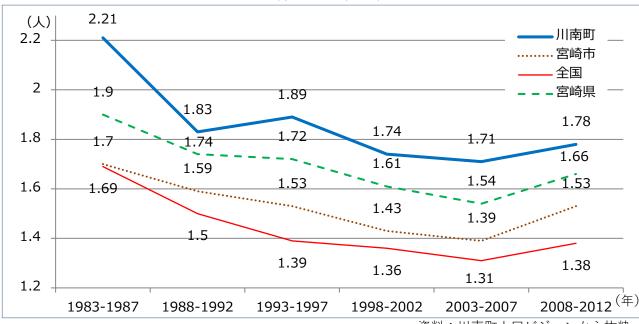
\_\_\_\_\_\_

※1 生産年齢人口・・・15歳以上65歳未満の人口

※2 年少人口・・・15 歳未満の人口

本町の合計特殊出生率※は、1983-1987には 2.2 でしたが、2003-2007に 1.71 まで低下して います。その後 2008-2012 には 1.78 と微増しており、全国平均や県平均、県内他市町村と比 べると一貫して高い状態が続いています。

しかし、日本の人口を将来にわたって継続するには 2.07 が必要とされており、依然として厳 しい状況になっています。



合計特殊出生率の推移

資料:川南町人口ビジョンから抜粋

出生数は、宮崎県は2012年以降1万人を割り込んでいます。川南町でも、2012年以 降出生数の減少が続いており、2015年には初めて100人を割込むという結果になってい ます。

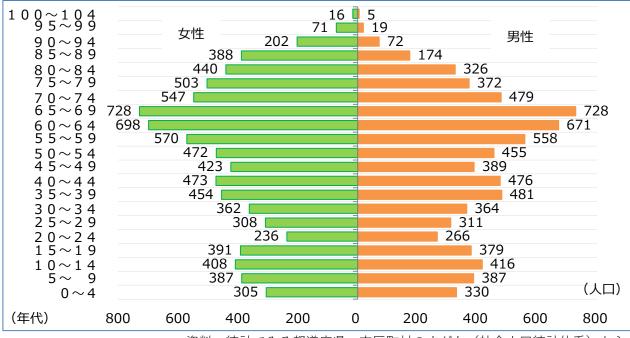


宮崎県と川南町の出生数の推移

資料:統計でみる都道府県・市区町村のすがた(社会人口統計体系)から

<sup>※</sup> 合計特殊出生率・・・一人の女性が一生に産む子供の数の平均を示した指標

男女の人口を比較すると、本町の場合、15歳~19歳の年齢区分と45歳以降では、女性が男性を上回っていますが、それ以外の年齢区分では男性が女性を上回っています。



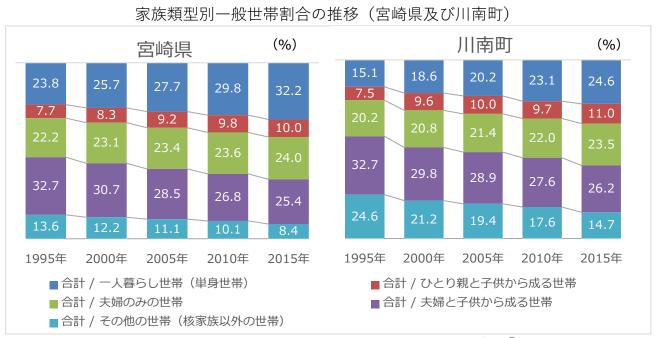
川南町の人口(2015 国勢調査)

資料:統計でみる都道府県・市区町村のすがた(社会人口統計体系)から

#### (2) 家族形態の変化

1世帯当たりの人員は減り続けており、単身世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。なお、ひとり親世帯の9割が母子世帯です。

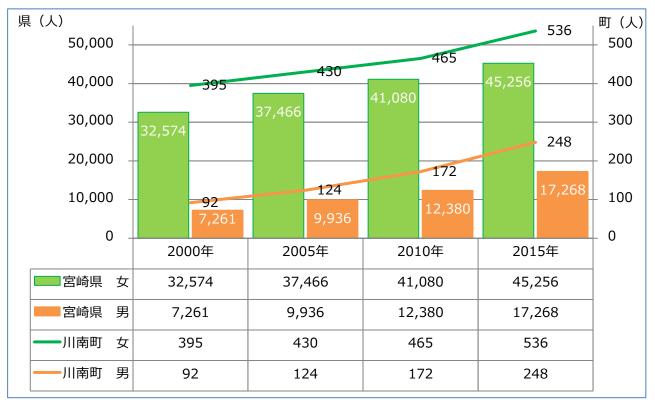
本町は、元々宮崎県の値に比べ、単身世帯の割合が低く、核家族以外の世帯割合が高い状態でしたが、宮崎県同様に単身世帯が増加傾向にあり、また核家族化も進行しています。



資料:総務省「平成27年国勢調査」

65歳以上の単身世帯が増加しており、その7割程度を女性が占めていますが、男性の単身世帯がやや増加傾向にあり、徐々に男女比の差が縮小してきています。

65 歳以上単身世帯数



資料:総務省「平成27年国勢調査」

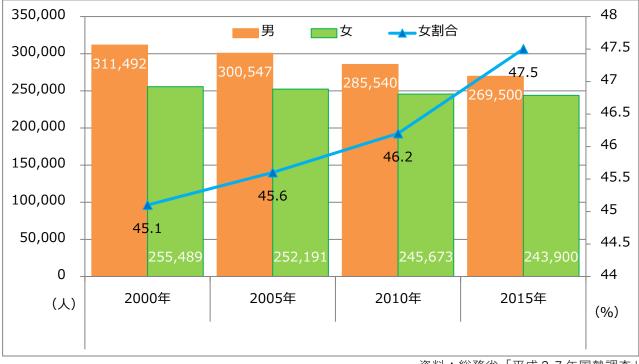
65 歳以上単身世帯数割合



資料:総務省「平成27年国勢調査」

#### (3) 雇用・労働情勢

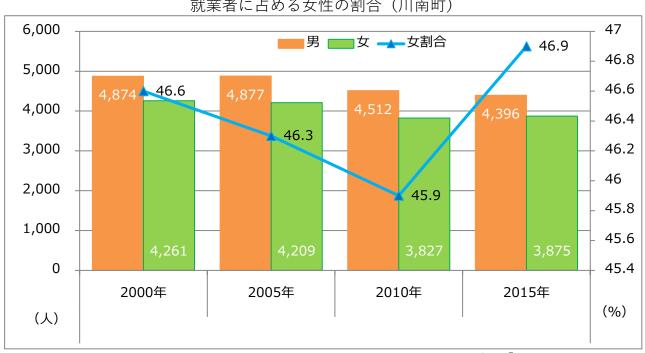
就業者に占める女性の割合は、宮崎県では増加傾向にあります。



就業者に占める女性の割合(宮崎県)

資料:総務省「平成27年国勢調査」

一方、川南町では、就業者に占める女性の割合が減少傾向となっていましたが、直近の国勢 調査の結果では1ポイントの増加となっています。



就業者に占める女性の割合(川南町)

資料:総務省「平成27年国勢調査」

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に 再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。全国と比較すると、宮崎県はM字 カーブの底が浅い傾向にあり、本町は更に浅い傾向にあります。

90 80 70 合計/宮崎県女 合計/全国女 60 50 40 30 20 10 (%)

女性の年齢階級別労働力率(川南町)

資料:総務省「平成27年国勢調査」

全国的に、女性の給与水準は男性の約7割という状況が続いており、本県においても76.3%と男女間の賃金格差が生じています。

男女の賃金 (所定内給与額) の比較

(単位:千円)

	宮崎県	全国
女性(A)	200.5	246.1
男性(B)	262.8	335.5
比率 (A) / (B)	76.3%	73.3%

資料:厚生労働省(平成29年賃金構造基本統計調査)

#### 2 女性の活躍に関する状況

#### (1)政策・方針決定過程への参画状況

本町においては、町の審議会等における女性委員の登用状況は、近年、18%超えと横ばい 状況にありましたが平成31年に23.4%となっています。町議会における女性議員におい ては、平成30年までは23.1%と高い水準を保っていましたが、女性管理職(課長以上 職)、自治会における女性の参画状況については、十分に進んでいない状況にあります。

審議会等における女性委員の登用状況

女性管理職(課長以上職)における 女性の登用状況

(4月1日現在)

うた女州答	

	総委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	割 合 (%)
H 3 1	188	4 4	23.4
H 3 0	170	3 2	18.8
H 2 9	170	3 2	18.8
H 2 8	170	3 3	19.4
H 2 7	170	3 1	18.2
H 2 6	177	3 3	18.6
H 2 5	184	3 3	17.9
H 2 4	184	3 3	17.9
H 2 3	197	3 3	16.8
H 2 2	190	3 6	18.9

資料:川南町

	総合管理職(人)	うち女性管 理職数 (人)	割 合 (%)
H 3 1	1 2	0	0.0
H 3 0	1 2	0	0.0
H 2 9	1 2	0	0.0
H 2 8	1 2	0	0.0
H 2 7	1 2	0	0.0
H 2 6	1 2	0	0.0
H 2 5	1 5	0	0.0
H 2 4	1 5	0	0.0
H 2 3	1 5	0	0.0
H 2 2	1 5	1	6. 7

資料:川南町

(4月1日現在)

町議会における女性議員の割合

(4月1日現在)

議員総数	うち女性委	割	合

	議員総数(人)	うち女性委 員数(人)	割 合 (%)
H 3 1	1 2	2	16.6
H30	1 3	3	23.1
H 2 9	1 3	3	23.1
H 2 8	1 3	3	23.1
H 2 7	1 2	3	25.0
H 2 6	1 3	3	23.1
H 2 5	1 3	3	23.1
H 2 4	1 3	3	23.1
H 2 3	1 3	3	23.1
H 2 2	1 5	3	20.0

資料:川南町

自治会における女性の参画状況

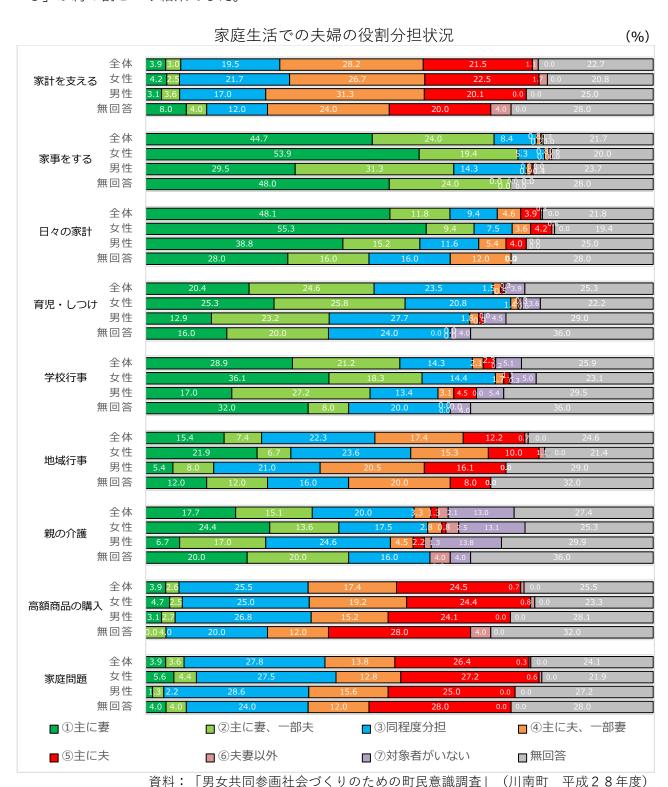
(4月1日現在)

	自治 会長数 (人)	うち女性自 治会長数 (人)	割 合 (%)
H 3 1	6	0	0.0
H 3 0	6	0	0.0
H 2 9	6	0	0.0
H 2 8	6	0	0.0
H 2 7	6	0	0.0
H 2 6	6	0	0.0
H 2 5	2 4	0	0.0
H 2 4	2 4	0	0.0
H 2 3	2 4	0	0.0
H 2 2	2 4	0	0.0

資料:川南町

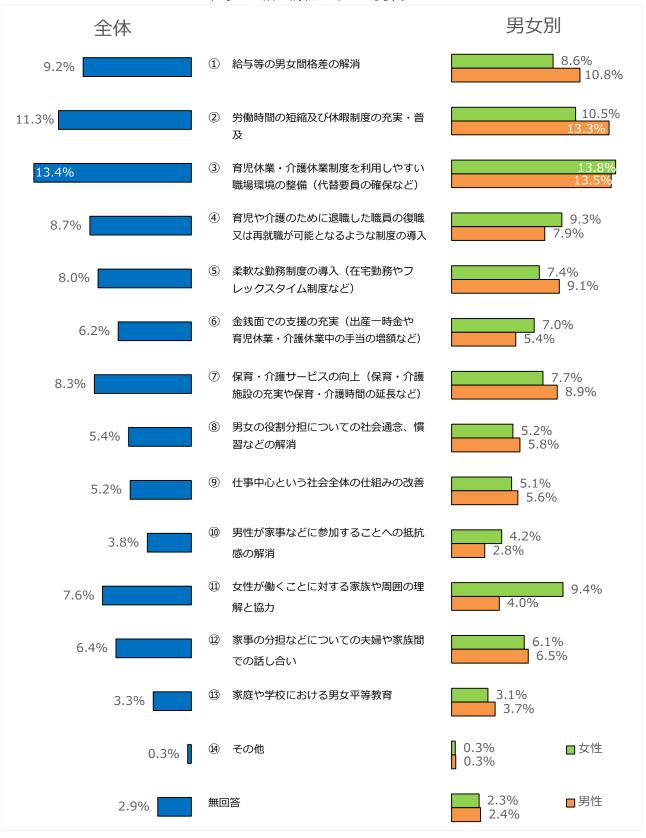
#### (2) ワーク・ライフ・バランス\*(仕事と生活の調和)

家庭生活での夫婦の役割分担について、家事全般、日々の家計、学校行事では「主に妻が行っている」及び「主に妻が行い、一部夫が行っている」が約5割から7割程度で、高額商品の購入、家庭問題に関しては「主に夫が行っている」及び「主に夫が行い、一部妻が行っている」が約4割という結果でした。



※ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)・・・老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓 発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。 仕事と生活の調和の両立を可能にするには「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)」「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」が必要と考える人が最も高くなっています。

仕事と生活の調和のために必要なこと

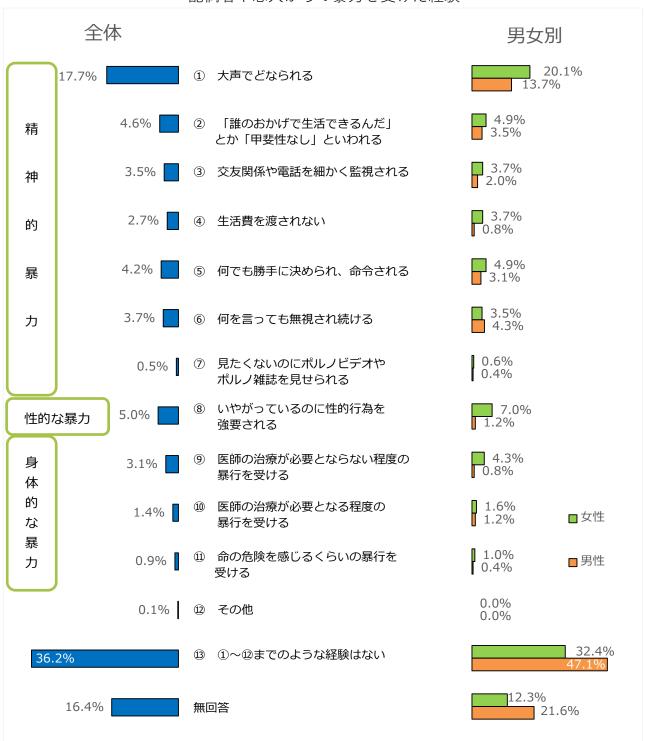


資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

#### (3) 女性に対する暴力

全体で47.4%が配偶者や恋人からなんらかの暴力を受けた経験があると回答しており、「大声でどなられる」が最も多くなっています。

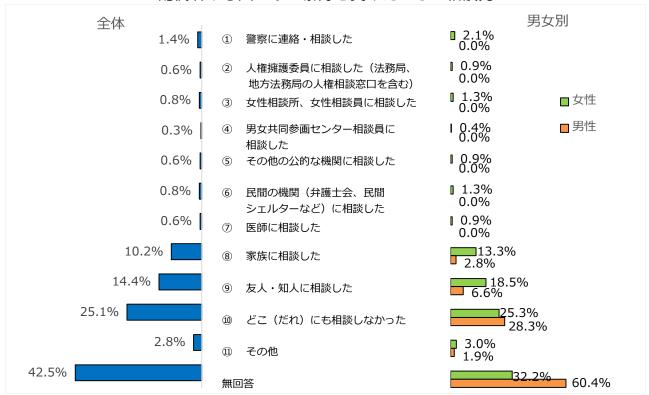
配偶者や恋人からの暴力を受けた経験



資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

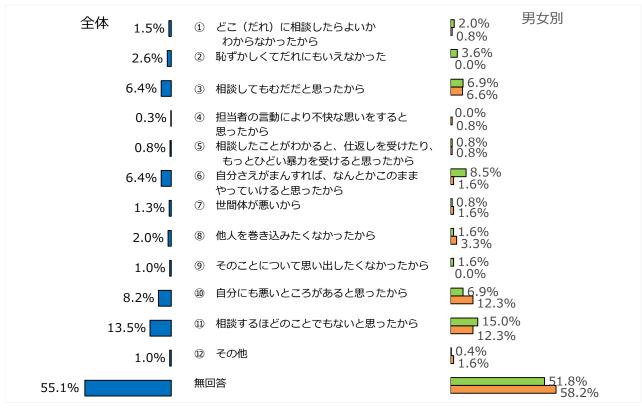
配偶者や恋人から暴力を受けたとき、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が25%を超えています。また、相談しなかった理由として「相談するほどでもないと思った」が最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思った」が多い結果となりました。

配偶者や恋人からの暴力を受けたときの相談先



資料: 「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」 (川南町 平成28年度)

配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談しなかった理由



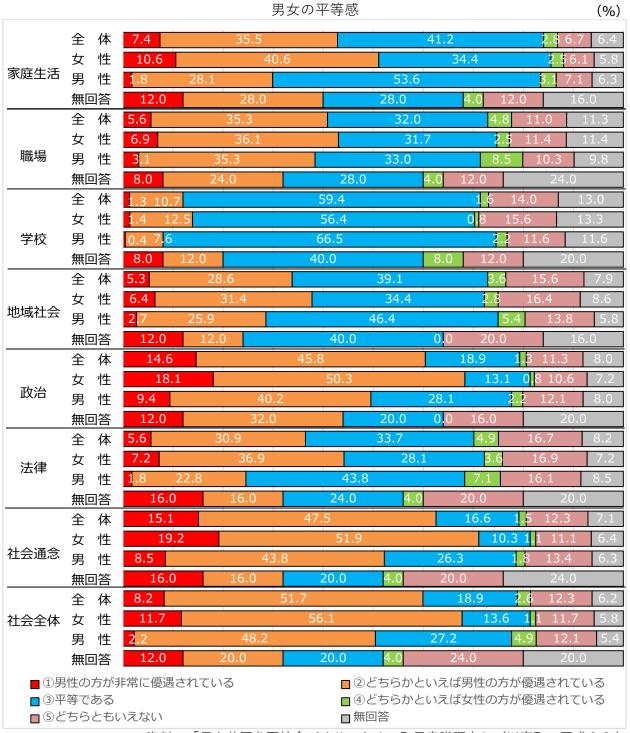
資料: 「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

#### 3 男女共同参画に関する町民の意識

#### (1) 男女の平等感

男女は平等になっていると思うかどうかについては、男性優遇感を持つ人(「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が、「社会通念・慣習・しきたりなどで」62.6%「政治の場」60.4%「社会全体では」59.9%と高い割合にあります。

一方、「学校教育の場で」においては、「平等である」と感じる人が 5 9. 4 % と半分以上を占めています。

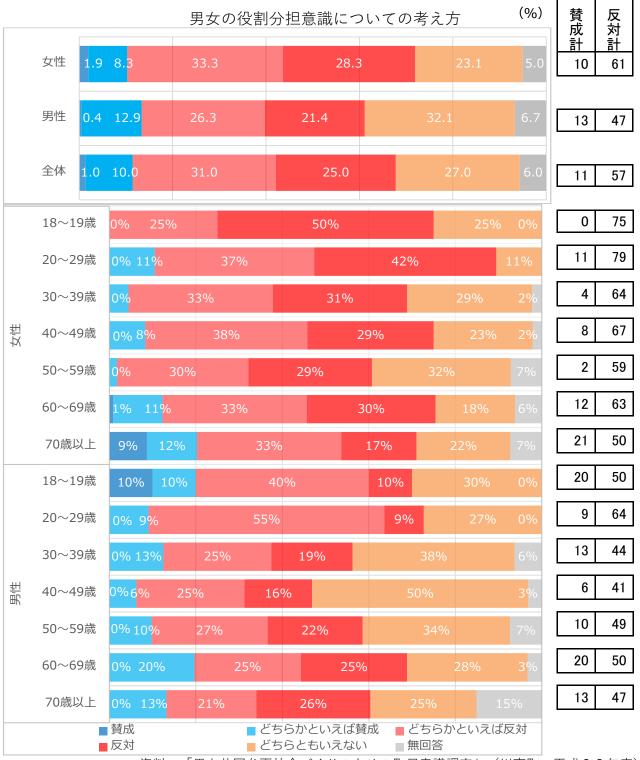


資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

#### (2) 固定的性別役割分担意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別によって役割を固定する(決めつける)考え方について、「賛成」(「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計)と回答した人は11%、「反対」(「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計)が57%と、「反対」が「賛成」を上回っています。

性別でみると、「反対」と回答した人の割合は、男性より女性の方が多く、また、年齢別でみると、「賛成」と回答した人の割合が、女性では「70歳以上」男性では「18~19歳」「60~69歳」が20%を占めています。



資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

#### (3) 女性の就業についての意識

女性の就業について、「子供ができても、ずっと仕事を続けるほうがよい」「子供ができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつほうがよい」が約4割を占めています。

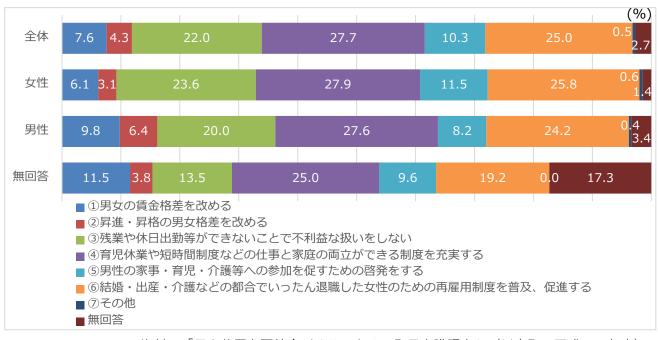
また、女性が働き続けるために必要と答える設問では、「育児休業や短時間勤務制度などの家庭と仕事を両立できる制度を充実する」がもっとも多く27.7%、次いで「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」が25%、残業や休日出勤等ができないことで不利益な扱いをしない」が22%という結果でした。

女性の就業についての意識



資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

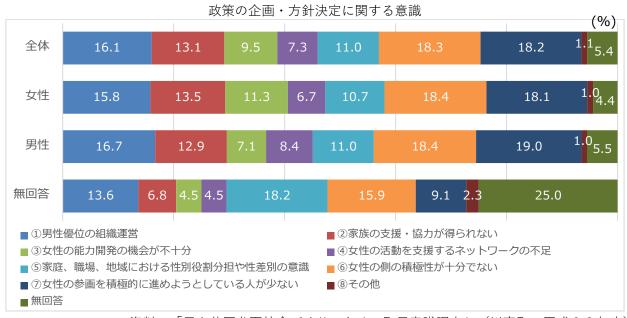
女性の就業継続について



資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

#### (4) 政策の企画・方針決定に関する意識

政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は、「女性の側の積極性が十分でない」18.3%、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」18.2%が最も多く、以下「男性優位の組織運営」16.1%の順となっています。

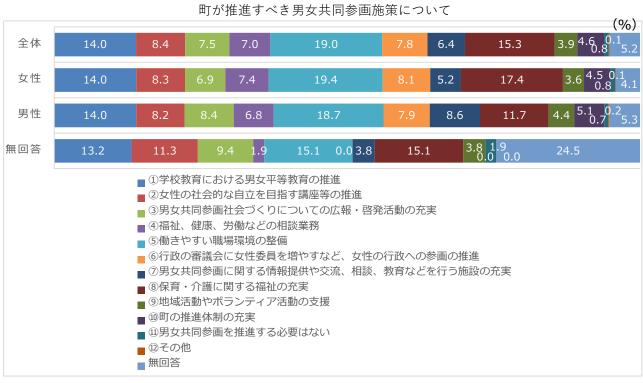


資料: 「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査 | (川南町 平成28年度)

#### (5) 「男女共同参画社会」を実現するために町がすべきこと

男女共同参画社会を実現するために町がすべきこととしては「働きやすい職場環境の整備」を望む人の割合が最も高く、約2割となっています。

次に「保育・介護に関する福祉の充実」「学校教育における男女平等教育の推進」を望む人が高くなっています。



資料:「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(川南町 平成28年度)

#### 4 重要課題

#### (1) あらゆる分野での男女共同参画の推進

川南町が持続可能な住み良い町であるためには社会のあらゆる場面において、性別にかかわりなく一人ひとりの個性や能力が発揮されることが不可欠です。

特に、人口の半数を占める女性が意思決定の場に参画できていない現状を改善することは、誰もが自分らしい生き方を選択できる環境や誰にでも均等に機会が与えられ、重要な意思決定の場に主体的に関わることができる環境を整えるための大切な要素の1つです。これらを進めるためには「女性はこうあるべき」「男性はこうあるべき」といった性別で役割を固定的にみる意識(固定的性別役割分担意識)の解消が欠かせません。

さらに、次代を担う子供たちへの人権教育やキャリア教育\*1を通して、暴力の被害者にも加害者にもならない、そして将来を見通した自己形成ができる環境を充実させる必要があります。

また、女性が活躍する社会を形成するには、女性のリーダーの存在が必要であり、現状では 育成が遅れています。企業や地域で女性のリーダーが積極的に活躍するためには、女性の意識 改革だけではなく、女性が不安なく働ける環境の整備と男性の意識改革が必要です。

#### (2) ワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup> (仕事と生活の調和)

戦後の日本の高度経済成長を支えたのは「男は仕事・女は家庭」といった性別役割分業でした。女性は家事役割(現在は非正規の低賃金労働も)、男性は長時間の労働で家計を担うことを強いられてきた中、女性が活躍できない社会、少子化、過労死・自殺など様々な社会問題も顕在化しています。

働くことは人権です。人口減少社会において、「働き続けたい」と願う誰もが働き続けることができる社会をつくるためには、働く場(企業・行政)が変わることを前提に、社会全体にワーク・ライフ・バランスの考え方を浸透させていく必要があります。あわせて、性別に公平な仕組みつくりや、労働時間の短縮、保育等公的サービスの整備などの取組を加速させる必要があります。

また、自営業においても、家族間で就業規則などを話し合い、自分たちの暮らしに合った無理のない計画を立て実行していくことが大切です。

#### (3) 暴力の根絶(DV防止法関連)

暴力は安全で安心に暮らすことを阻害する重大な人権侵害です。人が人として生きていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、安全で安心に暮らせる環境の整備が不可欠です。

ドメスティック・バイオレンス (DV) \*3 やストーカー、セクシュアル・ハラスメント\*4、 性犯罪などの暴力の被害者の多くは女性であるといった暴力の現状や私たちの社会の置かれて いる状況からも、特に女性に対する暴力に対して早急に対応する必要があります。

暴力には、身体的なものだけでなく、威圧的な態度や言葉の暴力といった精神的暴力、性的 暴力、経済的暴力、社会的に孤立させる暴力なども含まれます。

暴力による被害者を救済することは言うまでもなく、暴力を許さない地域社会の意識醸成等 未然防止のための取組が重要です。

<sup>※1</sup> キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

<sup>※2</sup> ワーク・ライフ・バランス・・・老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

<sup>※3</sup> ドメステイック・バイオレンス (DV)・・・家庭内暴力。「配偶者や恋人等親密な関係にある、又は、過去にあった者から振るわれる暴力」性別は特定していないが、被害者の多くは女性である。

あった者から振るわれる暴力」性別は特定していないが、被害者の多くは女性である。 ※4 セクシュアル・ハラスメント・・・性的いやがらせ。他者に対する発言・行動が行為者の意図にかかわらず、相 手方を不快にさせ、性的な発言や行為で不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 目指す将来像

男女共同参画のまちづくりビジョンとして、目指すべき将来像を次のとおり設定します。

#### 「認め合い 一人ひとりが輝けるまち かわみなみ」

#### 実現すべき姿

# 家庭

- ○家族一人ひとりが、家事や育児、介護などを分担し、協力しながら生活する。
- ○家庭内での暴力や虐待が起こらず、安心 して生活できる。
- 〇自営業の家庭では、就業規則などを家族 で話し合い、意欲と能力が発揮できる環境 が整っている。
- 〇子供の個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われる。

# 職場

- 〇男女を問わず、子育てや介護と両立できる職場風土が形成されている。
- 〇方針決定過程に男女共に参加し、責任ある地位で活躍する女性が増え、職場に活気がみなぎっている。
- 〇長時間労働が見直され、様々な働き方が 選択でき、誰もがいきいきと働ける職場風 土が形成されている。
- 〇八ラスメントが起きない。

## 学校

- ○一人ひとりの個性や能力を伸ばすような 教育が行われ、子供同士もお互いの個性を 尊重する。
- ○児童・生徒の発達段階に応じた体験学習 を通じ、社会の一員として協力し合う態度 が育まれる。
- ○進学や就職に際して、個人の適正を尊重 した進路選択ができる。

## 地域

- ○年齢や性別を超えて、様々な人が地域の 意思決定の場に参画し、豊かで住みよい地 域づくりに貢献している。
- 〇女性も男性も自治組織や子供会、消防団 活動に協力し合って参加する。
- 〇子供や高齢者の見守り体制が整い、家族 が安心して仕事などに専念でき、一人暮ら しなどの高齢者が孤立しない環境ができて いる。

#### 2 計画の基本理念

川南町男女共同参画社会形成促進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互い にその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮 することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 1 男女の人権の尊重

日本国憲法で保障されている人権の尊重は、男女共同参画社会の形成促進を図る上で必要不可欠な要素です。

性別にかかわらず、全ての個人がそれぞれの立場に立って、誰もがお互いの人権を尊重し合い認め合う精神を育むことを基本理念の最初に掲げます。

#### 2 社会における制度又は慣行についての配慮

地域や職場など社会の様々な仕組みや慣行の中で、いずれか一方の性だけで担われることが 多かった役割や業務などを見直し、誰もが自由に参画できる体制へと転換を図ることで、新た な社会環境を形成する必要があります。

#### 3 意思の形成及び決定への共同参画

地域や職場をはじめ、社会における活動の中で、様々な意思決定や政策立案などが行われる際には、男女が共にその決定過程に関わり、多様な意見が尊重されることが男女共同参画社会の基本となります。

#### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会活動に従事するためには、それぞれの家庭における家族の理解と協力が前提となります。

家族を構成する男女が、自分の役割とお互いの立場を理解し合い、家事や育児、介護、地域活動などを分担しながら仕事や学業などと両立できる環境づくりや生き方を確立する必要があります。

#### 5 男女の生涯にわたる健康への配慮

町民みんなが健康で心豊かに暮らすためには、男女が生涯を通じてお互いの特性を尊重し合い、心身ともに健康を維持することが必要です。特に、病気や介護の予防に重点を置いた健康づくりを支援する必要があります。

#### 6 国際社会における動向への配慮

我が国の男女共同参画政策が国際連合をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきたことを踏まえ、本町においても国際的協調の視点に立ち、国際交流や国際理解教育の推進を通して国際社会に貢献することが求められています。

#### 3 計画の体系

#### 基本目標 | 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点目標1 男女共同参画の認識と理解の推進

施策の方向 (1) 男女共同参画の理解と共通意識のための広報・啓発の推進

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

重点目標2 男女共同参画の教育・学習の促進

施策の方向 (1) 学校教育での男女共同参画の学習の推進

(2) 人権教育の推進

#### 基本目標 || 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり

重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

施策の方向 (1) 各種審議会等への女性の参画推進

(2) 女性の人材育成・能力発揮の支援

重点目標2 働く環境の整備

施策の方向 (1) 多様な就業環境の整備(再就職等を含む。)

(2) 子育て・介護支援の拡充

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス\*1 (仕事と生活の調和)の促進

施策の方向 (1) 仕事と生活の支援

(2) 子育て・介護支援の拡充

重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向 (1) 地域活動等への男女共同参画への促進

(2) 防災分野における男女共同参画の促進

## 基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

施策の方向 (1) 生涯を通じた健康の保持・増進の推進

- (2) 妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
- (3) 男女の健康づくり支援と受診率の向上

重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶(川南町DV防止基本計画)

施策の方向 (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

- (2) 配偶者・恋人からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実
- (3) セクシュアル・ハラスメント\*2を防止し、誰もが過ごしやすい社会 づくり

※1 ワーク・ライフ・バランス・・・老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

<sup>※2</sup> セクシュアル・ハラスメント・・・性的いやがらせ。他者に対する発言・行動が行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、性的な発言や行為で不利益や損害を与え、若しくは、個人の尊厳又は人格を侵害する行為です。

## 第4章 計画の内容

#### 基本目標 | 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり

#### |重点目標1 男女共同参画の認識と理解の推進

男女共同参画社会\*1を実現するためには、社会通念や慣行などの背景にある固定的な性別役割分担意識\*2が解消され、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合いながら支え合うことの大切さを理解し合えるような町民の意識づくり、意識改革の取組が必要です。

また、男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりをもつことは、男女共同 参画社会の実現に必要不可欠です。教育においても性をタブー視するのではなく、正しい知識を提 供することで子供が心身ともに健全に成長する環境を整備する必要があります。

#### 施策の方向・具体的取組

- (1) 男女共同参画の理解と共通意識のための広報・啓発の推進
  - ア 男女共同参画社会の実現に向けて、町民が関心をもち認識を深めるために、町の広報等で啓発活動に取り組みます。
  - イ 男女共同参画意識を認識・理解するための研修、講座等を開催します。
  - ウ 男女共同参画に関する統計資料・関連情報を広く収集し、町民にわかりやすい内容で周 知・提供します。
- (2) 固定的な概念・性別役割分担意識の解消

家庭、学校、職場、地域等において男女共同参画社会の形成を阻害する要因と考えられる固定的な性別役割分担意識に基づいた慣習・慣行の見直しについて啓発・実施します。

指標項目	現状値 (H28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
男女共同参画に関する研修会・講座等の開催	0 回	2 回	まちづくり課
性別役割分担意識に「反対(どちらか といえば反対を含む。)」と考える人 の割合	55.7%	70%	男女共同参画に関す る住民アンケート

<sup>※1</sup> 男女共同参画社会・・・「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における 活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで き、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。

<sup>※2</sup> 性別役割分担意識・・・「男は仕事、女は家庭」など「女だから、男だから」という性別によって、役割や責任 を分担するのが当然と考える意識

#### 重点目標2 男女共同参画の教育・学習の促進

私たちの意識や価値観は、幼いころから家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成されています。一人ひとりがお互いを尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現のためには、子供たちを対象とした教育・学習が果たす役割は非常に重要です。

社会全体への男女共同参画の理解を広げるため、学童期よりも早い幼児教育・保育の時期から 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがお互いを認め合い、相手の人格を尊重す るという男女共同参画の教育・学習機会の充実を図る必要があります。

川南町内の小中学校では、男女混合名簿を採用し、授業中の並び順なども混合となり、教育活動全体を通して男女平等教育を進めています。

また、男女の性別の枠にとらわれず性の多様性についても学習を深めます。LGBT\*1をはじめとする性的少数者と言われる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。LGBT等に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に進めるほか、支援等に取り組んでいきます。

#### 施策の方向・具体的取組

- (1) 学校教育での男女共同参画の学習の推進
  - ア 学校において男女平等を推進する教育を実施します。
  - イ 家庭における男女共同参画の認識を深めるために、家庭教育学級、PTA活動等を活用 して啓発に努めます。
  - ウ 児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会、経済、雇用などの仕組み や労働者としての権利・義務、ワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>(仕事と生活の調和)の重要 性について理解できるよう、キャリア教育<sup>※3</sup>の推進に努めます。
  - エ 町民を対象とした男女共同参画社会の実現や固定的な性別役割分担意識の解消に関する 社会教育の推進に努めます。

#### (2) 人権教育の推進

- ア 各種イベント等において人権啓発を行い、男女共同参画意識の啓発を図ります。
- イ 夏休みふれあい映画祭を開催します。
- ウ 社会教育関係の教室において、人権教室を開催し男女共同参画意識の啓発を図ります。
- エ LGBT 等に関する正しい情報の提供をし、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に 進めます。

指標項目	現状値 (H 28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
学校教育での男女の地位が平等に なっていると感じる人の割合	59.4%	70%	男女共同参画に関する 住民アンケート
人権及び男女共同参画についての啓 発活動	0 回	2 回	まちづくり課

<sup>※1</sup> LGBT・・・Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者)の総称のひとつ。

<sup>※2</sup> ワーク・ライフ・バランス・・・老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動 について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

<sup>※3</sup> キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

## 基本目標 II 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり (川南町女性活躍推進計画)

#### 重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

男女共同参画社会の形成にあたっては、誰もが社会の対等な構成員として、政策の企画・方針 決定に共に参画することは極めて重要です。しかし、現実には女性の政治・経済等の分野における参画は十分でなく、活動の分野や役員等の指導的立場の多くを男性によって占められるなど女性の能力への適正な評価がなされていない状況がみられます。

これまで企画・方針決定の場に参画が進んでいなかった女性が、社会のあらゆる分野に進出 し、男女共同参画社会を形成していくことを目指して、女性がその能力を十分に発揮し、あらゆ る場面で活躍できる環境づくりを進める必要があります。

#### 施策の方向・具体的取組

- (1) 各種審議会等への女性の参画推進
  - ア 各種審議会等の委員には、女性の委員を積極的に登用するように努めます。また、女性 の委員がいない審議会等の解消に努めます。
  - イ 女性の管理職の登用拡大に努めます。
- (2) 女性の人材の育成・能力発揮の支援
  - ア 審議会等委員への女性の登用を推進するため、幅広い分野から人材についての情報収集 に努めます。
  - イ 役場における女性の係長・課長補佐・課長の人材育成の推進や女性の積極性を引き出す ことにつながる研修会等への参加を推奨します。
  - ウ 町内企業等に女性のリーダー育成のための情報を提供し、女性のキャリア教育や職場環境の改善を推進します。

指標項目	現状値 (H 29 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
町の審議会等における女性の委員の 割合	18.8%	40%	まちづくり課調べ
町職員の係長級以上に占める女性の 割合	45.9%	50%	総務課調べ
町職員の管理職 (課長職以上) の女 性の人数	0 人	1人	総務課

#### 世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数 2020」を公表

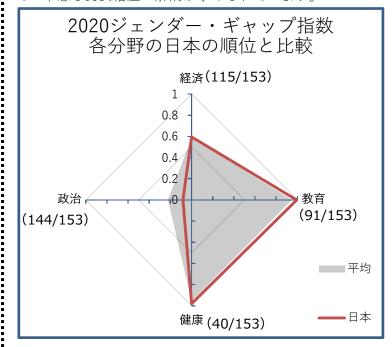
世界経済フォーラム(World Economic Forum)が 2019年 12月、「The Global Gender Gap Report 2020」において、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)を発表しました。この指数は、経済、政治、教育、健康の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。 2020年の日本の順位は、153 か国中 121 位(前回は 149 か国中 110 位)で過去最低な順位となり、**G7で最下位、**中国、韓国よりも低い順位となっています。

日本のスコアは 0.652 で、東アジア・太平洋諸国地域の 平均よりも 0.033 低く、このレポートが始まった 2006 年の スコアは 0.645 で、この **13 年間で 0.007 しか改善していな** いことになります。

特に差がついたのは政治参加で、スコアが 0.049 と 153 カ国中 144 位でした。各国の同分野の平均(0.241)と比較 してもかなり低いことがわかります。

それぞれの分野でスコアは以前より改善されていますが、その改善の速度は遅く、このままのペースで進めばギャップが完全に解消するまでに**99.5 年**の歳月がかかると試算されています。

日本は、国会議員、経営管理職、専門職、高等教育(大学・大学院)等、社会のリーダーシップを発揮すべき分野での女性進出が課題となっています。今後、これらの分野での早急な男女格差の解消が求められています。



ジェンダー・ギャップ指数(2020) 主な国の順位

順位	国名	值
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.877 0.842 0.832 0.820 0.804 0.799 0.798 0.795 0.791 0.787 0.785 0.784 0.782 0.782
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
11	ラトビア	0.785
12	ナミビア	0.784
13	コスタリカ	0.782
14	デンマーク	0.782
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	イギリス	0.767
F.0		0.704
53	アメリカ	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
166		0.675
106	中国	0.676
4.5.5	++	0.6=5
108	韓国	0.672
121	<del></del>	0.652
121	日本	0.706 0.676 0.672

※G7に
黄色
で色付けしています。

#### 重点目標 2 働く環境の整備

職場における制度上の性差別については徐々に改善されつつありますが、女性の能力に対する偏見、誤った認識に基づく差別意識や雇用管理が、女性の就業意識を低下させ、能力発揮を阻害している実態があることは否定できません。

また、本来子を持つ親や介護を担う人であれば、看護や介護のための休暇や短縮勤務の制度等を利用するのは当然の権利です。しかし、現状は、取得しているのはそのほとんどが女性で、男性が看護や介護で休みを取ることはまだまだ「当たり前」とは言えません。

様々なライフスタイルに対応した働く環境の整備、女性に偏りがちな家事・育児・介護などの 家庭内での負担を、家族で分かち合うことも求められています。

#### 施策の方向・具体的取組

- (1) 多様な就業環境の整備(再就職等を含む。)
  - ア 県や宮崎労働局と連携して、育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる制度の周知に努めます。
  - イ パートタイム労働については、労働者の雇用の安定や適正な労働条件を確保するため、 県や宮崎労働局と連携してパートタイム労働法等の周知に努めます。
  - ウ 就職・再就職、起業、キャリアアップ\*など女性のチャレンジを支援するため、連携して パートタイム労働法等の周知に努めます。
  - エ ハローワーク高鍋(高鍋公共職業安定所)等の関係機関と連携して、母子家庭の母親等 の職業能力の向上と就職の提供に努めます。

#### (2) 子育て・介護支援の拡充

- ア 親等の育児・保育への不安を解消するため、育児支援事業を推進するなど子育て支援 サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。
- イ 企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを関係 機関と連携し、推進を図ります。
- ウ 安心して介護サービスを利用できるよう、情報の提供に努めます。
- エ 地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。 また、多様な保育サービス、子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実健康相 談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの利用方法など家族介護者に対する支援を 充実させます。

指標項目	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
「仕事と家庭の両立応援宣言」を行 う事業所数	9事業所	20事業所	宮崎県商工観光労働 部雇用労働政策課
企業への啓発及び情報提供	0 🗆	1 🗆	まちづくり課

<sup>※</sup> キャリアアップ・・・就業に役立つ知恵や能力を高めることで、経歴・地位・給与を高めること。

#### 重点目標3 ワーク・ライフ・バランス\*1(仕事と生活の調和)の促進

だれもが、仕事と家庭、地域活動、趣味等をバランス良く充実させ、自分の望む生き方ができる、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を可能にする環境の整備は、女性の就業継続、再就職を進める上でも不可欠なことです。

現在、共働きの家庭が増えた中で、様々なライフスタイルに対応した働く環境の整備、女性に偏りがちな家事や育児、介護などの家庭生活に、家族が共に責任を果たせるような取組が求められています。

また、家事や育児、介護などに関わる男性を支援するため、地域や職場をはじめとする啓発活動を強化し、意識改革と社会通念の変革を目指します。

#### 施策の方向・具体的取組

#### (1) 仕事と生活の支援

- ア 家族が協力して仕事と家庭の両立をしていくために、家族の理解と協力の気運が高まるようワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発活動を推進します。
- イ 役場職員が率先して仕事と子育てや介護の両立支援に取り組み、年次休暇の取得目標を 定める取組、企業・事業所等に対する取組を促進します。

#### (2) 子育て・介護支援の拡充(再掲)

- ア 親等の育児・保育への不安を解消するため、育児支援事業を推進するなど子育て支援 サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。
- イ 企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを関係 機関と連携し、推進を図ります。
- ウ 安心して介護サービスを利用できるよう、情報の提供に努めます。
- エ 地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。 また、多様な保育サービス、子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実健康相 談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの賢い利用方法など家族介護者に対する支 援を充実させます。

指標項目	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
子育て支援センター利用者数	2,349 人	3,000 人	福祉課調べ
川南町役場男性職員の配偶者出産休 暇・子供の看護休暇取得率*2	45.9%	50%	総務課調べ

<sup>※1</sup> ワーク・ライフ・バランス・・・老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

<sup>※2</sup> 川南町役場男性職員の配偶者出産休暇・子供の看護休暇取得率・・・それぞれ配偶者をもつ(事実婚を含む。) 職員、子供をもつ職員を対象とした割合

#### 重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化が進む中、地域において男女とも希望に応じ安心して働き、暮らしていくことができる活力ある地域社会の実現が必要です。

一方、東日本大震災(平成23年3月)を契機に防災の観点から地域における生活者の多様な 視点を反映し、男女共同参画の視点を踏まえた取組の必要性が改めて認識されたところです。

地域が今後、防災、福祉、健康、教育など多くの課題に適切な対応をしていくためには、性別 や年齢にかかわらず一人ひとりが地域づくりに参画することが必要です。

今後は、男女の役割を踏まえたリーダーの育成や活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### 施策の方向・具体的取組

- (1) 地域活動等への男女共同参画の促進
  - ア 地域における男女共同参画の認識・理解を深めるための情報提供に努めます。
  - イ 地域のしきたりや慣習の見直しがされるよう啓発、研修等に努めます。
  - ウ 地域において男女共同参画を推進する地域リーダー育成の研修をします。
- (2) 防災分野における男女共同参画の促進
  - ア 災害発生時や復興においては、女性の役割が大きいことを前提に地域防災計画などに女性の参画を促進します。
  - イ 地域防災の中核である消防団の活性化に向けて、防災教育、応急手当の普及などに取り 組み、女性消防団員の加入・育成に努めます。
  - ウ 災害時の対応には、男女のニーズに違いがあることを踏まえるとともに、高齢者、障が い者、妊産婦などの要配慮者に配慮した支援体制の仕組みづくりに努めます。

指標項目	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
男女共同参画に関する地域講習会	0 回	2 回	まちづくり課
町内女性の消防団員の数	7人	10 人	まちづくり課調べ
町内女性の防災士の数	18 人	30 人	宮崎県総務部危機 管理局危機管理課

#### 基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

#### 重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

健康な生活を送るため、自分自身で健康管理を行うことは重要です。また男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を形成するに当たっての基本的な条件です。

特に女性は、妊娠、出産をする可能性があることから、女性特有の疾患、更年期症状等を経験する可能性があるなど生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあり、このことから生涯を通じた女性の健康支援に総合的に取り組みます。

#### 施策の方向・具体的取組

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進の推進
  - ア 女性が生活形態に応じた健康管理ができるよう、情報提供、健康教育を推進します。
  - イ 体力や健康の維持・増進に向けた、スポーツ活動への参加を促進します。
  - ウ 性感染症や薬物乱用防止について、学校、職場、家庭などで啓発活動を促進します。
- (2) 妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
  - ア 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ $^{*1}$ )の意識の普及を 図るための情報提供、啓発活動に努めます。
  - イ 男女がともに正確な知識を持って安心して出産・育児ができるよう支援・啓発を行います。
- (3) 男女の健康づくり支援と受診率の向上
  - ア 生活習慣病\*2を予防するため、特定健診受診率が向上するよう対策に取り組みます。
  - イ 女性特有の疾病予防と早期発見のため、子宮がん、乳がんの検診受診率が向上するよう 対策に取り組みます。

700 N 1 N			
指標項目	現状値 (H28 年度)	目標値   (R6 年度)	データ
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の情報提供	0 回	1回	まちづくり課
特定健診受診率*3	41.2%	50%	町民健康課調べ
子宮がん検診受診率*3	11.7%	15%	町民健康課調べ
乳がん検診受診率 <sup>※3</sup>	9.3%	14%	町民健康課調べ

<sup>%1</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・1994年にカイロで開催された国際人権開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。(セクシュアル・)リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であることで、(セクシュアル・)リプロダクティブ・ライツは、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

<sup>※2</sup> 生活習慣病・・・食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群

<sup>※3</sup> 特定健診受診率、子宮がん検診受診率、乳がん検診受診率・・・受診率は、いずれも町民を対象とした役場等で 実施される検診を受診した人の割合で、病院や職場で受診している人は含まれません。

#### 重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶(川南町DV防止基本計画)

全ての暴力は、人権を著しく侵害するものであり、その対象は性別を問わず許されるべきもの ではありません。

特に女性は、ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>※1</sup>、性犯罪、売買春、人身取引、ストー カー行為、セクシュアル・ハラスメント等暴力の被害者になることが多く、その被害も社会的に 深刻な状況です。

また、近年では、「デートDV」と呼ばれる交際相手への暴力やインターネット等を利用した 性犯罪など暴力をめぐる状況は、一層多様化しています。

暴力の背景には、社会全体として女性に対する差別や偏見、根強く残る固定的な性別役割分担 意識や経済力の格差、上下関係など個人の問題ではなく、社会の構造的問題であるという認識が 必要です。

平成28年度町民意識調査では、「暴力を受けたことがある」と回答した人のうち、「精神的 な暴力」が78.2%と最も多く、次に「身体的な暴力」11.3%、「性的な暴力」10.5% となっています。

また、「暴力を受けた時の相談先」は「どこ(だれ)にも相談しなった」46.9%が最も高 く、「相談しなかった理由」として「相談するほどのことでもないと思った」の回答が全体で3 2.2%という結果があり、暴力が潜在化しやすい傾向があることがわかりました。

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。 あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を許さない人権意識及び社会意識の啓発、DV 防止、被害者の 相談・保護体制の整備を図る必要があります。

#### 施策の方向・具体的取組

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 職場、学校、地域において、暴力のない安全で安心な地域社会づくりについて考える機会を増 やす広報・啓発活動を推進します。
- (2) 配偶者・恋人からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実
  - ア DV を未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。
  - 町の関係各課等と密接に連携し、被害の適切な把握を行い、迅速に対応できる横断的な 相談体制の強化を図ります。
- (3) セクシュアル・ハラスメント<sup>※2</sup>を防止し、誰もが過ごしやすい社会づくり セクシュアル・ハラスメントを防止するための広報・啓発活動を推進します。

指標項目	現状値 (H28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
DV研修、講座の開催	0 回	1回	まちづくり課
DV相談窓口支援体制の広報	0 回	1 🗆	まちづくり課
セクシュアル・ハラスメント防止の 広報	0 回	1回	まちづくり課

ドメスティック・バイオレンス(DV)・・・家庭内暴力。「配偶者や恋人等親密な関係にある、又は、過去に あった者から振るわれる暴力」性別は特定していないが、被害者の多くは女性である。

<sup>※2</sup> セクシュアル・ハラスメント・・・性的いやがらせ。他者に対する発言・行動が行為者の意図にかかわらず、相 手方を不快にさせ、性的な発言や行為で不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為です。

## 第5章 計画の推進

#### 1 庁内推進体制の充実・強化

本町における男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効率的に推進するとともに、関係 各課との連携調整を図ります。

また、職員に対して、各課の行動計画の事業を通して、男女共同参画の理解と認識を深め研修を進めます。

#### 2 町民・事業所・各種団体等との連携

基本理念にのっとり、職場、学校、地域及び家庭のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進が重要です。そのために、町民一人ひとりの意識改革や取組のための研修や啓発の機会を提供します。

また、事業所や各種団体等と一体となり、それぞれの自主的な取組やあらゆる機会における 積極的な協力を求めていきます。

#### 3 国・県・近隣市町村との連携

男女共同参画社会の実現に向けて本計画を計画的、総合的に推進するため、国、県及び近隣市町村との連携強化に努めます。

## 成果指標

#### 基本目標 | 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点目標1 男女共同参画の認識と理解の推進

指標項目	現状値 (H28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
男女共同参画に関する研修会・講座 等の開催	0 回	2 回	まちづくり課
性別役割分担意識に「反対(どちらかといえば反対を含む。)」と考える人の割合	55.7%	70%	男女共同参画に関す る住民アンケート

#### 重点目標2 男女共同参画の教育・学習の促進

	, _ ,		
指標項目	現状値 (H 28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
学校教育での男女の地位が平等に なっていると感じる人の割合	59.4%	70%	男女共同参画に関する 住民アンケート
人権及び男女共同参画についての啓 発活動	0 🗆	2 回	まちづくり課

### 基本目標 II 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり (川南町女性活躍推進計画)

### 重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

指標項目	現状値 (H 29 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
町の審議会等における女性の委員の 割合	18.8%	40%	まちづくり課調べ
町職員の係長級以上に占める女性の 割合	45.9%	50%	総務課調べ
町職員の管理職(課長職以上)の女 性の人数	0 人	1人	総務課

### 重点目標2 働く環境の整備

指標項目	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
「仕事と家庭の両立応援宣言」を行 う事業所数	9 事業所	2 0 事業所	宮崎県商工観光労働 部雇用労働政策課
企業への啓発及び情報提供	0 🗆	1 🗆	まちづくり課

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

指標項目	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
子育て支援センター利用者数	2,349 人	3,000 人	福祉課調べ
川南町役場男性職員の配偶者出産休 暇・子供の看護休暇取得率*2	45.9%	50%	総務課調べ

重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

指標項目	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
男女共同参画に関する地域講習会	0 回	2 回	まちづくり課
町内女性の消防団員の数	7人	10 人	まちづくり課調べ
町内女性の防災士の数	18 人	30 人	宮崎県総務部危機 管理局危機管理課

## 基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

指標項目	現状値 (H28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の情報提供	0 回	1回	まちづくり課
特定健診受診率	41.2%	50%	町民健康課調べ
子宮がん検診受診率	11.7%	15%	町民健康課調べ
乳がん検診受診率	9.3%	14%	町民健康課調べ

受診率は、いずれも町民を対象とした役場等で実施される検診を受診した人の割合で、病院や職場で受診している人は含まれません。

重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶(川南町 DV 防止基本計画)

指標項目	現状値 (H28 年度)	目標値 (R6 年度)	データ
DV研修、講座の開催	0 回	1回	まちづくり課
DV相談窓口支援体制の広報	0 🗆	1回	まちづくり課
セクシュアル・ハラスメント防止の 広報	0 回	1回	まちづくり課

資料1

川南町男女共同参画社会形成促進条例 (平成26年川南町条例第27号)

#### 前文

全ての人が互いの性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分発揮できる 社会を実現することは、私たち町民の共通の願いである。そして、その社会こそが、全ての個人 が自らの意思によってあらゆる分野に参画する機会が確保され、その利益の享受と責任を分かち 合うことができる、男女共同参画社会である。

川南町は、これまで、個人の尊厳及び人権の尊重のため、町民の協力を得て男女平等の推進その他の様々な取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などが根強く存在しており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力を必要としている。

一方、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の希薄化、個人の価値観や生活様式の 多様化等、社会経済情勢の急速な変化は、これまでの枠組みでは対応できない新たな課題を生み だしており、持続可能であり、かつ、多様性と調和のとれた活力あるまちづくりを推し進めるに は、男女共同参画社会の形成は大変重要な課題である。

ここに、川南町は、男女共同参画社会の形成の促進についての基本理念を明らかにし、町、町 民、事業者及び教育に携わる者が連携及び協力し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社 会の形成の促進に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画社会の形成 性別にかかわらず一人一人が個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって一人一人が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
  - (3) 町民 町内に居住する者又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者をいう。)及び 町内に活動拠点を置く町民団体等に所属する者をいう。
  - (4) 事業者 町内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
  - (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。 (基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会の形成の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
  - (1) 性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、互いの人権が尊重されること。
  - (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会 における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
  - (3) 性別にかかわらず一人一人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思 の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
  - (4) 家族を構成する一人一人が、相互の協力と社会の支援の下、子育てや介護その他の家庭生活及び学校、職場、地域その他の社会生活を両立できるようにすること。
  - (5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯 にわたり共に心身の健康な生活を営むことができること。
  - (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実 施する責務を有する。
- 2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に おいて男女共同参画社会の形成の促進に取り組むよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成の促進 に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、性別にかかわらず一人一人が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と、家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念に のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
- 2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行 為を行ってはならない。
  - (1) 性別による差別的取扱い
  - (2) セクシャルハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティックバイオレンス (配偶者その他親密な関係にある者からの身体的、精神 的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。)

第2章 男女共同参画社会形成促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第9条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女 共同参画計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとと もに、第21条に規定する川南町男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び 実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に配慮しなければならない。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 町は、男女共同参画社会に関する町民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発及び 教育を行うものとする。

(教育及び学習の推進)

第12条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第13条 町は、町内における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

- 第15条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成の促進を妨げる行為 に係る事案について、町民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。
- 2 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、町民又は事業者から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。
- 3 町長は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、川南町男女共同参画審議 会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第16条 町は、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に 関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

(促進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第19条 町は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命する場合にあっては、積極的 改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画社会の形成の促進状況の公表)

第20条 町長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成 し、これを公表するものとする。

第3章 川南町男女共同参画審議会

(設置等)

- 第21条 町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、川南町男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)を置く。
  - (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
  - (2) 第15条第1項及び第2項の規定による苦情の申出の処理に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるものを除くほか、男女共同参画社会の形成の促進に係る重要な事項に 関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について、自ら調査審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第22条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募による者
  - (3) 関係団体を代表する者
  - (4) その他町長が適当と認めた者
- 3 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならな い。

(任期)

- 第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第24条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、男女共同参画行政主管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 川南町男女共同参画推進審議会委員

役職	氏名	役職	備考
会長	德弘 美津子	川南町議会議員	
副会長	川谷 美千代	子育て中の保護者	
委員	米田 正直	川南町議会議員 前行政相談委員	
委員	永友 文代	前人権擁護委員	
委員	乙津 弘子	川南町婦人連絡協議会	
委員	坂本 幹夫 草薙 良雄	川南町校長会	H29.2.1~H31.3.31 H31.4.1~
委員	井戸川 紀代子 山田 成美	宮崎県男女共同参画センター所長	H29.2.1~H30.3.31 H30.6.1~
委員	坂元 穂高 赤塚 盟	宮崎日日新聞社 都農支局長	H29.2.1~H30.3.31 H30.4.1~
委員	杉田博	公募	
委員	谷口 留美	子育て中の保護者	

## 川南町男女共同参画基本計画

発 行:令和2年3月 川南町 まちづくり課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1

TEL:0983-27-8002 FAX:0983-27-5879